

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第三十一号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

- ◆規則
- ◆告示
- 鳥取県内水面漁業調整規則の一部改正
- 水産振興資金の融通要綱
- 鳥取県漁村青年実践活動器材貸与規程
- 土地の公用廃止
- 狂犬病予防法第六条第五項の規定による期間及び区域の指定
- 健康保険法の規定による保険医及び薬剤師の登録
- 豚の流行性脳炎予防注射の実施
- 建設業者の登録
- 政党等の収支報告書要旨

第三十一条の表中

千代川

鳥取市叶

における源太橋下流三百メートルの線から下流千二百メートル

自十月一日

を

告示	
鳥取県告示第三百四十二号	水産振興資金の融通要綱を次のように定める。
昭和三十六年六月十三日	鳥取県知事 石破二朗
	水産振興資金の融通要綱
(目的)	水産振興資金の融通要綱

第一条 この要綱は、沿岸漁業の振興を図るため、漁業協同組合及び漁業者に対し、漁業經營に必要な資金の融通を円滑にする措置に關し必要な事項を定め、もつてその經營の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において、「漁業者」とは、沿岸漁業を當む者であつて漁業協同組合に所属するものをいう。

2 この要綱において「振興資金」とは、鳥取県信用漁業協同組合連合会その他の金融機関（以下「金融機関」という。）が漁業協同組合又は漁業者に貸し付け

る資金であつて、次の各号に該当するものをいう。

- 一 貸付金の種類、利率及び償還期限が別表一に掲げるものであること。ただし、他の助成事業の対象となるものであつて、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の保証を受けたものであること。
- 二 貸付額が事業費の総額に百分の八十を乗じて得た額をこえないものであつて、知事が特に必要と認めた場合を除いては、一人につき三十万円以内のものであること。
- 三 償還方法が年一回又は二回の元本均等償還のものであること。

(利子補給)

第三条 県は、金融機関が漁業協同組合又は漁業者に、振興資金を貸し付けたときは、当該金融機関に対し毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、次の各

千代川	鳥取市叶における源太橋から上流百メートル下流千五百メートル	十二月三十日から
八東川	八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその下流百メートル	を
天神川	八頭郡八東町大字安井宿における下大口えん堤二十メートル	に、
天神川	倉吉市八ツ屋における下大口えん堤二十メートル	を
千代川	倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用下流三十メートル	に、
千代川	八頭郡河原町大字渡一木大井手かんがい用えん堤から上流五十メートル下流百メートル	を
	ト	に、
	ト	を
	ト	に、
	ト	を

改める。

附・則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改める。

号により計算した金額の合計額の利子を補給する。

- 当該期末における融資残高（期間中途の融資額を除く。）に対し年三分の割合（以下「利子補給率」という。）で計算した金額

二 当該期間内に行なつた融資についてその融資日から期末までの期間につき利子補給率で計算した金額

- 当該期間内に償還期限が到来した融資について、その期首から期限到来までの期間につき、利子補給率で計算した金額

(振興資金の総額)

第四条 前条の規定による利子補給の対象となる振興資金の総額は、毎年度知事が定める。

(報告及び検査)

第五条 知事は、振興資金の貸付けが適正に行なわれているかどうかを知るために必要があると認めるときは、

当該資金を貸し付けた金融機関から報告を徴し、又は当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

(振興資金の借入れ手続き)

第六条 振興資金を借り受けようとするものは、別記様式による申請書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(振興資金の貸付け)

第七条 振興資金の貸付けは、知事が別表二に掲げる融資対象選定基準により水産振興資金借入資格者として認定したものの中から金融機関が行なう。

- 知事は、第一項による認定をしたときは、金融機関に通知する。

(利子補給の打切又は返還)

第八条 県は、金融機関がこの要綱に違反したときは、その者が行なつた融資について、利子補給を行なわず、又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ぜることができる。

附 則

この要綱は、昭和三十六年四月一日から適用する。

(別表一)

振興資金の種類

組合に貸し付けられる場合 利率 償還期間

漁業者に貸し付けられる場合

償還期間 据置期間

鳥取県漁業信用基金協議会が県の承認を得て金融機関と協議して決定する。

沿岸漁業用漁具資金（中小漁業融資保証法の定めるところによる。）

沿岸漁業用機器資金（中・小漁業融資保証法の定めるところによる。）

漁獲物加工施設資金（中・小漁業融資保証法の定めるところによる。）

沿岸漁業用漁船資金（中・小漁業融資保証法の定めるところによる。）

(別表二)

融資 対象 選定 基準

貸付金の種類	貸付の対象	選定条件	選定件数	选定基準	規格	標準
沿岸漁業用漁船資金	船舶の建造	選定	定期	定期	定期	定期
沿岸漁業用漁具資金（中・小漁業融資保証法の定めるところによる。）	漁業者	選定	定期	定期	定期	定期
沿岸漁業用機器資金（中・小漁業融資保証法の定めるところによる。）	漁業者	選定	定期	定期	定期	定期
漁獲物加工施設資金（中・小漁業融資保証法の定めるところによる。）	漁業者	選定	定期	定期	定期	定期
沿岸漁業用漁船資金（中・小漁業融資保証法の定めるところによる。）	漁業者	選定	定期	定期	定期	定期

五年以内

一年以内

五年以内

一年以内

五年以内

一年以内

三年以内

一年以内

五年以内

一年以内

五年以内

一年以内

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該資金を貸し付けた金融機関から報告を徴し、又は

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

当該職員をして帳簿、書類その他必要な事項を検査させることができる。

00040

7 昭和36年6月13日 火曜日 鳥取県公報 第3232号

00039

昭和36年6月13日 火曜日 鳥取県公報 第3232号 6

沿岸漁業用漁具資金	化纖漁網の購入	中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けたもの	"	"
沿岸漁業用機器資金	集魚用發電機漁業用無線機魚群探知機及び機関等の購入	"	"	"
漁獲物加工施設資金	漁獲物加工施設の設置	"	"	"

別記様式

水産振興資金借入認定申請書

1 借入申請金額	円		
2 借入金の使途及び利率		資 金	年 利 率
3 元本の償還及び利息の支払 の時期及び方法	(1) 債定期間	年	(3) 据置期間
	(2) 債還方法	年1回払 年2回払	(4) 元利金払 月 日及び月 日
4 保証人に関する事項			
5 物的担保に関する事項			

6 その他の参考事項

上記のとおり水産振興資金の借入れをしたいので、水産振興資金借入資格者として認定くださいますよう、別紙関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

借入申請者 住 所
氏 名 印

(記載注意)

イ 提出する書類は借入申請書ごとに作成するものとし、(協業化資金にあつては代表者でよい。) 提出する部数は3部とする。
ロ その他参考事項欄には、借入認定申請について参考となる事項を記入すること。

水産振興資金借入認定申請書の添付書類

- 1 取扱金融機関の貸出意見書
- 2 漁業信用基金協会の債務保証決定証する書類
- 3 事業計画書

材の貸付けを受けるものとする。

(貸付期間)

第五条 器材の貸付期間は、一月を限度とする。ただし、更新を妨げない。

(引渡し)

第六条 貸付器材の引渡しは、知事の指定する期日及び場所において行なう。

(借受人の義務)

第七条 借受人は、善良なる管理者の注意をもつて器材を使用し、又は管理しなければならない。

2 借受人は、当該器材の借受期間が満了したときは、遅滞なく知事に返納しなければならない。

3 借受人は、器材を返納したのち十日以内に漁村青壮年実践活動器材使用成果報告書（様式第三号）を提出しなければならない。

4 借受人は、器材を譲渡し、転貸し、又は知事が指示した事項に違背してはならない。

(無償貸付け等)

第十九条 借受人は、器材が次の各号の一に該当し、県に損害を与えたときは、貸付時の価格に相当する額を賃金として県に納付しなければならない。

ただし、知事は、これを免除することができる。

一 器材が使用管理上の借受人の過失によりき損し、又は破損して使用が不可能となつたとき。

二、器材を亡失したとき。

(監督)

第十条 知事は、県職員に借受人の器材の使用管理状況を指導検査させ必要と認める事項を命じ又は借受人から報告を求めることができる。

鳥取県告示第三百四十三号

鳥取県漁村青壮年実践活動器材貸付規程を次のように定める。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県漁村青壮年実践活動器材貸付規程

(目的)

第一条 この規程は、漁村青壮年の研究団体が技術の改善向上を図るため、自主的に実践活動を行なうに要する器材（以下「器材」という。）の貸付について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの範囲等)

第二条 県有器材は、漁業を営む漁村青壮年の研究団体

- 2 貸付する器材は、別表のとおりとする。
- 2 貸付する器材は、別表のとおりとする。

第三条 この規程により、器材の貸付けを受けようとする者は、漁村青壮年実践活動器材借受申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

(申請)

第四条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書を審査のうえ、その諾否を決定して申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、器材の貸付けが決定した旨の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、漁村青壮年実践活動器材借受書（様式第二号）と引換により器

00044

第3232号

様式第三号

漁村青壯年実践活動器材使用成績報告書

鳥取県知事

代表者氏名

住 所

昭和 年 月 日

印

様式第四号

漁村青壯年実践活動器材き損(亡失)届

鳥取県知事

代表者氏名

住 所

昭和 年 月 日

印

様式第二号

漁村青壯年実践活動器材借受書

鳥取県知事

殿

印

研究団体名

印

代表者氏名

印

一 器材の名称及び数量

二 使用期間

三 使用成果

漁村青壯年実践活動器材貸付規程第七条の規定により右のとおり報告します。

一 借受希望器材の種類及び数量
約束しこの借受書を提出します。

二 使用期間

昭和 年 月 日

鳥取県知事

住 所

印

研究団体名

印

代表者氏名

印

印

一 事故の内容

二 事故発生年月日

三 事故発生原因

四 事故発生後の処置

00043

第十二条 借受人は、器材をき損し、又は亡失した場合
は、漁村青壯年実践活動器材き損(亡失)届(様式第
四号)をすみやかに知事に提出しなければならない。
2 知事は、県職員に器材の返納に際し正確に検査確認
を経て知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第十二条 この規程により知事に提出する申請書又は報
告書若しくは届書は、所属漁業協同組合を経由の上、
当該地区を担当する普及員若しくは水産試験場研究員
を経て知事に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別 表

漁村青壯年実践活動器材の種類

顎 微 鏡	二台
簡易潜水器	二式
撮 影 機	二台

様式第一号

漁村青壯年実践活動器材借受申請書

一 借受希望器材の種類及び数量

二 使用目的

三 使用期間

昭和 年 月 日
住 所

図 書

魚類 図鑑

貝類 図鑑

藻類 図鑑

プランクトン

一 冊

テープレコーダー

てん倒採水器

二 台

ク 寒暖計

二 台

映 写 機

二 台

漁村青壯年実践活動器材貸付規程第三条の規定によ
り右のとおり申請します。

昭和 年 月 日
住 所

印

一 借受器材の種類

二 事故の内容

三 事故発生年月日

四 事故発生原因

五 事故発生後の処置

右のとおり漁村青社年寒賀活動器材貸付規程第十一
条の規定によりお届けします。

昭和 年 月 日

00045 第3232号 12

鳥取県知事 石 破 二 朗
場 所 地目又は品目 面積又は数量
崎四、三七四ノ一 気高郡青谷町大字青谷字瀬 河川敷 二二、〇坪

関係団面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第三百四十六号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第

六条第一項の規定による犬の抑留に關し、同法同条第五
項の規定に基づく期間及び区域を次のとおり指定する。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実 施 期 日

八頭郡

昭和三十六年七月六日、七月

鳥取市、岩美郡

昭和三十六年十月、十一日、十二日

十三日、十四日 気高郡

昭和三十六年十一月、十二日

倉吉市、東伯郡

鳥取県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十
一条第二項の規定により、細川土地改良区の定款変更を、

昭和三十六年六月六日認可した。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実 施 期 日

河川敷

昭和三十六年六月十日

次の土地は、昭和三十六年六月十日からその公用を廃
止した。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県告示第三百四十五号

次に記載する土地は、昭和三十六年六月十日からその公用を廃
止した。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実 施 期 日

河川敷

昭和三十六年六月十日

次の土地は、昭和三十六年六月十日からその公用を廃
止した。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県告示第三百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤
師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定期
並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和
三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示す
る。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実施期日

河川敷

一 実施の目的 豚の流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚、繁殖用牝豚
一 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

流行性脳炎予防液皮下注射

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 登録年月日

小島昭三 米子市皆生

鳥医八五〇 昭和三六、八五、一

祝部紀穂

両三柳一、一、八五一

別表

豚の流行性脳炎予防注射

実施期日（第一回） 実施期日（第二回） 実施区城 実施場所

六月十六日 六月二十一日 境港市外江

米子市富益

外江検診所

十七日

米子市五千石

五千石

十八日

西伯郡岸本町幡郷

幡郷

会見町手間賀野

手間賀野

岸本町大幡

大幡

八郷

八郷

八郷

八郷

八郷

八郷

米子市春日

春日

米子市春日

春日

米子市春日

春日

鳥取県告示第三百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県知事 石破二朗

主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

登録番号 鳥取県知事登録

(一) 第五六三号 昭和三六年六月四日

（株）遠藤組 西伯郡西伯町大字上中谷

遠藤忠治

土木工事

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条およびこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十六年六月十三日

鳥取県選挙管理委員長 福光正義

昭和三十五年七月一日から

義

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一種類 政治資金規正法第十二条およびこれを準用する第十八条の規定による報告書

二期間 昭和三十五年七月一日まで

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄付及び収入の額	支出の額		報告書
		件数	総額	
民主党社会党鳥取県支部連合	二七〇〇円	一件千円以上	一件五百円	
	一 円	入又はその他の収入の額	以上の中の寄付の額	
	三 三七〇〇円	総額	総額	
	一 〇〇円	数件	総額	
	五 〇〇円	数件	総額	
	三一三〇円	数件	総額	
	一 〇〇円	数件	総額	
	七〇〇円	数件	総額	
	三月昭和三十六年	受理年月日		

四 主たる寄附者および支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名

寄附の総額

件数

寄附者の氏名又は団体名

職業

住所又は主たる事務所の所在地

民主社会党鳥取県支部連合会

四二、五〇〇円

二

中西利理

会社重役

泊村

七九、五五〇

七

建部十郎

植林業

智頭町

一五、〇〇〇

一

前高義

農業

泊村

(二) 支出

政党、協会その他の団体名

支出の総額

件数

寄附者の氏名又は団体名

職業

住所又は主たる事務所の所在地

民主社会党鳥取県支部連合会

三三、〇〇〇円

一〇

党勢拡張費

一六、〇〇〇

二

旅費

四二、五〇〇

三

人件費

三〇、〇〇〇

一

事務所費

四、五五〇

二

備品費

六、〇〇〇

一

電話料

印 刷 所
 鳥取県鳥取市東町一丁目
 鳥取県鳥取市栗谷町
 鳥取県鳥取市印刷所
 (定価一部月極一二〇円(配送料共))

発行日 火、金
 昭和四年四月十五日第三種郵便物認定